

受付番号	2022-43		
許可番号	大歯医倫 第 111249-0 号		
研究課題名	「口腔崩壊」に対する歯科衛生士の意識調査と今後の歯科衛生学教育の必要性に関する検討		
研究責任者	梶 貢三子	申請者	西垣 早智子
研究終了日	2024年3月31日		
所属	医療保健学部	所属	医療保健学研究科 口腔科学専攻
職名	准教授	職名	修士課程2年
申請の概要			

近年、小児のう蝕は減少傾向にある。厚生労働省から報告されている歯科疾患実態調査によると、平成5年の5歳児のう蝕は一人平均6.2歯、有病者率は77.0%であったのに対し、平成28年には一人平均1.7歯、有病者率は39.0%に推移している。(令和3年の歯科疾患実態調査は新型コロナウイルスの影響で中止になっている)しかし、その一方で「口腔崩壊」と呼ばれる口腔内状態の子どもたちも一定数存在していることが指摘されている。

一般的に「口腔崩壊」という言葉が初めて使われたのは平成22年3月21日の毎日新聞、東京朝刊の記事「口腔崩壊/子供のむし歯、貧困で悪化!？」であった。現在も明確な定義はなされていないが、平成29年に兵庫県歯科保険医協会が実施したアンケート調査内では「虫歯が10本以上ある、歯の根っこしか残っていないような未処置歯が何本もあるなど咀嚼に困難な状態にある」と記載されており、同アンケート調査では兵庫県内の小、中、高、特別支援学校274校(アンケートに回答した学校数)のうち口腔崩壊状態の子どもが一人でもいると答えた学校は97校で全体の35.4%にも及んだ。全国的にも同様の調査が行われており、小、中、高、

---

特別支援学校の口腔崩壊状態の子どもたちは全体の 0.3%、およそ 4 万人がいると推測される。小児の口腔衛生状態は二極化の傾向にあることが問題となっており、歯科医療による適切な対応が求められている。

このような状況下において、歯科衛生士は「口腔崩壊」に関する知識、スキルを身につけ、予防を含めた適切な対応をとることが重要と言える。しかしながら、歯科衛生士がどの程度「口腔崩壊」について理解し、その対応ができるか否かについては、明らかにされていない。実際に現在の「歯科衛生学教育コア・カリキュラム」（令和4年度改訂版）をみると、「口腔崩壊」に関する記述はみられず、歯科衛生士の養成校時代においても、知識、スキルを修得する機会が十分に提供されていないと推測される。このような現状を踏まえると、小児における「口腔崩壊」の予防、減少を進めることは容易ではないと考えられる。

以上を踏まえ、本研究では、歯科衛生士の有資格者（約 150 名）を対象に「口腔崩壊」についての質問紙調査を実施する。それにより、①「口腔崩壊」について歯科衛生士がどの程度理解しているか、②歯科衛生学教育において「口腔崩壊」についてどの程度の教育を受けてきたか、③「口腔崩壊」に関する専門的な知識、スキルを修得する必要性について、いかなる認識を有しているか、④「口腔崩壊」の状態にある子どもへの対応の有無とそれに対する経験について、現状を示す。さらに、口腔崩壊に関する意識と適切な対応の実施状況を規定する要因（養成校の校種、「口腔崩壊」について学んだ経験の有無、歯科衛生士としての勤務年数、勤務先の種類等）を検討する。

以上を通して、歯科衛生士の「口腔崩壊」に対する認識、知識、スキルの現状と課題について検討し、今後の歯科衛生学教育のあり方について考察する。これによって、近年、社会問題となっている、小児の「口腔崩壊」を予防、減少させることに貢献できると期待される。